

定 款

平成17年 7月 1日改正

平成17年11月18日改正

平成18年 3月28日改正

平成19年 3月27日改正

平成21年 3月26日改正

平成28年 3月29日改正

令和 3年 3月26日改正

令和 4年 3月29日改正

令和 7年 3月26日改正

ロイヤルホールディングス株式会社

ロイヤルホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、江頭匡一を創業者として、1950年4月に設立され、商号をロイヤルホールディングス株式会社と称し、英文では ROYAL HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記2乃至11に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
2. 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営
3. 航空機内食の調製、供給及び搭載
4. 菓子、乳製品、冷菓、パン類、その他の食料品及び飲料の製造及び販売
5. ホテル及びモーターロッジの経営
6. 煙草、酒類及び雑貨の小売
7. 飲食店業に対する経営指導
8. 建築並びに土木の設計監理及び施工
9. 廉房設備、空調設備及び飲食店用什器・備品の賃貸並びに売買
10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
11. 損害保険代理業
12. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介
13. 有価証券の売買
14. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
15. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める売渡請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。但し、当会社がその請求のときに譲渡すべき数の株式を有しない場合は、この限りでない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めのあるも

ののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第 13 条 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときには隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記

載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終

了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の権限)

第 24 条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長にも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剩余金の配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剩余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

附則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第2条 当会社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。